ビタミンM No.54

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～（平成28年11月号）

＜今月のトピックス＞
- 雇用保険の適用拡大
- 無期転換ルールについて

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

雇用保険の適用要件（※Ⅰ）に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用は以下の通りとなりますので、忘れずに届出をすることが必要になります。

（※Ⅰ　1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること）

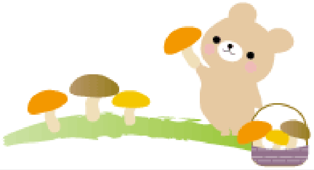

①平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

①
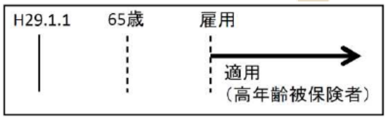

②平成28年12月末までに雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

②
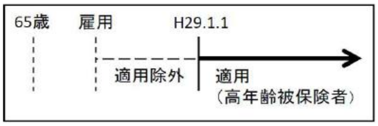

③高年齢継続被保険者（※Ⅱ）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合（※Ⅱ　65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者）

→自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。

③
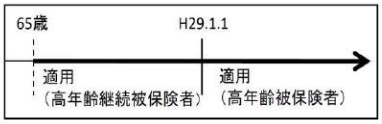

無期転換ルールについて

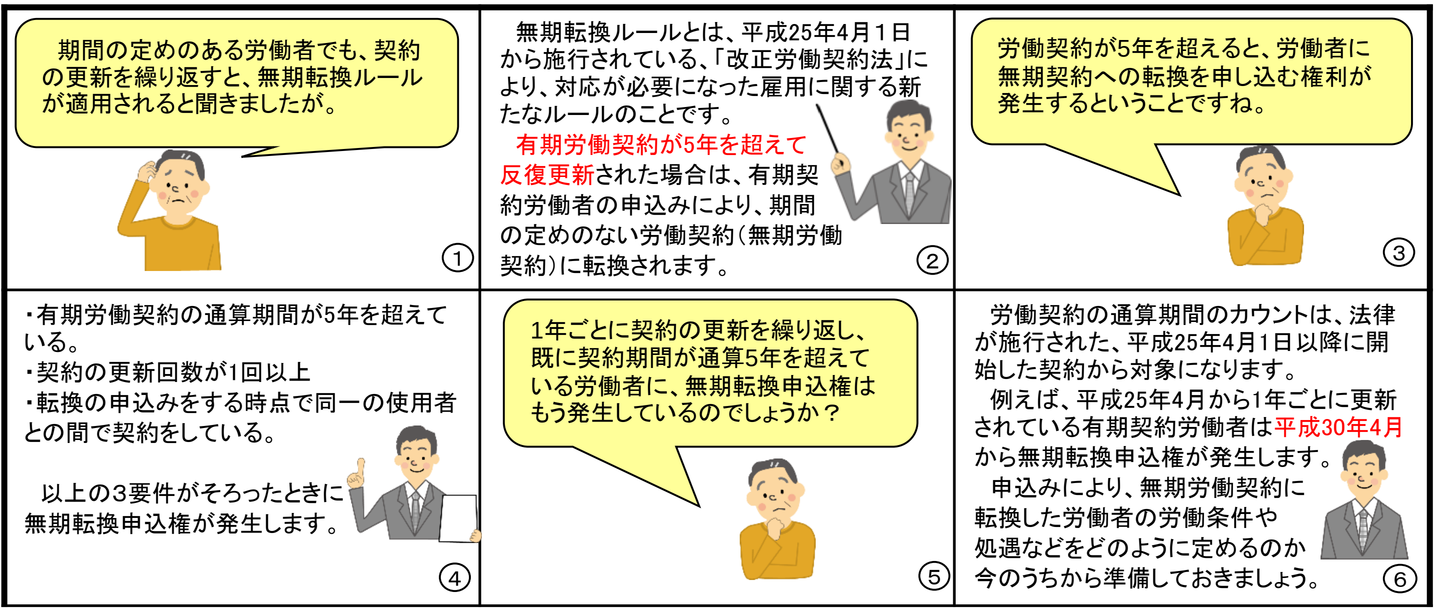

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。
また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ　「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください

社会保険労務士法人　日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者：社会保険労務士　岩田健

TEL：06-6868-1193
FAX：06-6862-4662
Mail：kcr@nkgr.co.jp

作成日：H28.10.17

NK-GROUP

イラスト協力：WANPUG